

釜山地方税務士会からの質問事項及び近畿税理士会の回答

【質問 1 : 税理士報酬決定について】

- ・ 税理士報酬の決定および現実化方案
- ・ ダンピング等の理由で、既存取引先が他の税理士に移る等、税理士間のトラブルが発生する場合、浄化次元での措置、または懲戒の有無について。
注) 浄化次元とは、重大な不正を行った者のその不正部分を解消したり、または、罰を与え、不正部分を解消させること。
浄化とは、不正な行動を正しく把握するための措置。

<回答>

1. 日本における税理士報酬の決定の仕組みとその推移

(1) 税理士報酬の改廃

日本では、2001（平成 13）年の税理士法改正までは、税理士会において会則に基づく「税理士報酬規定」が備わっていた。

これは、1980（昭和 55）年の同法改正により、税理士会に制定権が付与され、日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）において定める“税理士の業務報酬の最高限度額に関する基準”に準拠する報酬規程を各税理士会が制定し、運用、整備がなされていたものである。

そして、この税理士報酬規定には、①税理士の正常な業務活動の保障と、②税理士の違法、不当な利益追及の排除に意義があると説明されていた。

しかしながら、1998（平成 10）年以降、規制緩和とともに競争政策の重要性が高まり、税理士などの業務独占資格について、資格者団体で構成する団体の会則で報酬基準や額などを規定するのは、公正有効な競争を妨げるなど独占禁止法上問題があるのではないかとする行政改革の主張が唱えられた。

折りしも、当時の税理士法改正議論にこうした要請が加わり、2001（平成 13）年の税理士法改正において税理士報酬規定が廃止されることとなった。

(2) 報酬規定廃止後の税理士報酬の決定方法

平成 14 年 3 月 31 日、「税理士の業務の報酬に関する規則」は廃止され、同年 4 月 1 日以降、会員は自由な意思のもと、自己の責任に基づいて報酬額を算定し委嘱者に請求することを原則とすることとなった。ただし税理士の信用または品位の観点から、合理的な算定根拠に基づくこと、および委嘱者に対する説明責任が求められている（綱規 29 条）。

(税理士業務報酬の設定)	
第 29 条	会員(税理士法人の社員及び補助税理士である税理士会員を除く。次項において同じ。)は、税理士業務報酬を請求するときは、合理的な算定根拠によらなければならない。
2.	会員は、自らの報酬算定基準を予め定め、税理士業務報酬に関する委嘱者の質問に答える用意がなくてはならない。

【参考】 現行の綱紀規則（抜すい）

なお、業務内容とその報酬の例示は下掲のとおりである。

《 業務内容と報酬の例示 》

業 務		報酬の例示
税理士業務 (法 2 条①)	税務代理	①税務代理報酬 ②調査立会報酬 ③不服申立ての代理報酬
	税務書類の作成	税務書類の作成報酬
	税務相談	税務相談報酬
会計業務 (法 2 条②)	財務書類の作成	①決算書類作成報酬 ②その他の財務書類作成報酬 (委嘱者の提示した会計資料に基づき官公署、金融機関等に提出する財務書類の作成事務を行うことにより受ける報酬)
	会計帳簿の記帳代行	会計帳簿の記帳の代行報酬
	その他財務に関する事務	会計相談報酬
補佐人としての業務 (法 2 条の 2)	税務訴訟(課税処分取消請求訴訟、無効確認訴訟など)	課税庁の処分に対する訴訟に係る陳述業務報酬
	税務に関わる一般訴訟	その他の訴訟に係る陳述業務報酬

(3) 税理士報酬規定の廃止前後における状況

税理士報酬の決定基準について、先の税理士報酬規定の廃止前後における状況は次のとおりである。

●税理士報酬規定の利用(近畿2府4県) (単位:%)

		従業員数	1~2人	3~5人	6~9人	10~14人	15人以上	総平均
利用状況	利用している		24.84	30.66	34.97	36.31	54.05	31.30
	時々利用している		20.19	25.02	23.90	26.26	16.22	23.36
	特定の税目に限って利用		12.02	18.99	21.27	20.11	18.92	17.83
	あまり利用していない		25.00	17.11	15.11	8.38	6.76	17.70
	全く利用していない		13.62	6.23	3.51	5.03	4.05	7.33
	未回答		4.33	1.98	1.23	3.91	0.00	2.48
	総計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

●独自の報酬規定(近畿2府4県) (単位:%)

		従業員数	1~2人	3~5人	6~9人	10~14人	15人以上	総平均
設定状況	定めている		11.74	9.54	13.90	16.67	27.03	12.16
	将来定めようと思っている		7.07	7.95	8.56	10.56	12.16	8.19
	定めていない		62.38	67.69	65.60	57.22	58.11	64.80
	未回答		18.81	14.81	11.94	15.56	2.70	14.86
	総計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

●独自の算定基準(大阪市) (単位:%)

		年齢	20~39歳以下	40~49歳以下	50~59歳以下	60~69歳以下	70歳以上	不明	総平均
算定基準	税理士報酬規定の一定割合		50.00	53.85	45.83	52.38	22.22	0.00	47.96
	タイムチャージ		22.22	23.08	16.67	19.05	0.00	0.00	18.37
	その他		27.78	23.08	33.33	14.29	33.33	0.00	25.51
	未回答		0.00	0.00	4.17	14.29	44.44	0.00	8.16
	総計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

●報酬の改訂時期(近畿2府4県) (単位:%)

		従業員数	1~2人	3~5人	6~9人	10~14人	15人以上	総平均
改訂時期	毎年改訂		1.29	1.37	0.79	1.46	1.04	1.21
	2~3年に一度改訂		6.61	6.31	8.25	11.65	17.71	7.67
	4~5年に一度改訂		10.32	13.35	16.67	20.39	17.71	14.13
	関与先の業績により改訂		21.94	30.9	31.11	31.55	32.29	28.95
	特に決まっていない		59.84	48.08	43.17	34.95	31.25	48.03
	総計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

●顧問報酬改訂の幅(大阪市) (単位:%)

		年齢	20~39歳以下	40~49歳以下	50~59歳以下	60~69歳以下	70歳以上	不明	総平均
改訂幅	5%未満		23.21	13.44	18.05	23.70	23.03	100.00	19.95
	10%未満		41.07	39.78	40.98	41.23	46.05	0.00	41.63
	15%未満		7.14	12.90	14.63	11.85	7.24	0.00	11.58
	20%未満		16.07	20.43	14.63	13.27	13.82	0.00	15.52
	20%以上		12.50	13.44	11.71	9.95	9.87	0.00	11.33
	総計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

【参考】「税理士事務所の概要・税理士報酬の実態に関するアンケート実施結果報告書」

(2000(平成12)年:近畿税理士会)

●独自の報酬規定(全国) (単位:%)

		第5回調査	第6回調査	内、近畿
		2004年	2014年	
設定状況	設けている	28.5	32.3	29.1
	設けていない	68.4	64.3	67.7
	無記入	3.1	3.4	3.2
	総計	100.00	100.00	100.00

●独自の算定基準(全国) (単位:%)

		第6回調査	内、近畿
		2014年	
算定基準	旧報酬規定を参考	67.3	64.2
	タイムチャージ	5.2	5.3
	従量方式	15.1	18.0
	その他	6.9	8.3
	無回答	5.5	4.2
	総計	100.00	100.00

※タイムチャージ方式とは、業務の処理に要した時間数を基に報酬額を算定する方法をいう

※従量方式とは、書類の作成件数・処理件数などを基に報酬額を算定する方式をいう

【参考】「第6回 税理士実態調査報告書」(2014(平成26)年:日本税理士会連合会)

日本税理士会連合会では、税理士報酬規定の見直しのなかで、税理士が依頼者に対して請求する報酬は合理的かつ明瞭な基準によって算定されるべきとして、選択的なタイムチャージ制の採用について今後の検討課題としてきた。

しかしながら、税理士報酬規定を活用する会員は、同規定が廃止されるまでは、特定の税目に限って利用する会員を含めると7割以上であったのが、同規定の廃止後においても、独自の報酬規定を定める会員のうち、同規定を参考にする会員が6割以上に推移する状況を見る限り、税理士報酬の算定において原価計算に取り組む会員が総じて増えている現状にはないことが分かる。

もともと、こうした背景には、税理士報酬の算定においては、事務量などのほかに、関与先の企業規模等も関係している。報酬の改訂を例にあげても、デフレの続く経済情勢においてはその定期的な改訂すら困難な事情にあることも考慮しなければならない。

●顧問報酬の算定基準

(単位: %)

年齢		20～39歳以下	40～49歳以下	50～59歳以下	60～69歳以下	70歳以上	不明	総平均
算定基準	関与先の企業規模	23.61	24.64	26.71	26.59	30.94	50.00	26.62
	関与先の支払能力	24.31	25.83	24.72	28.29	23.38	0.00	25.57
	関与先の希望額	16.67	16.11	15.67	14.39	17.27	0.00	15.80
	事務量、難易度	35.42	32.46	32.23	29.02	26.62	0.00	30.84
	その他	0.00	0.95	0.66	1.71	1.80	50.00	1.17
	総計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

【参考】「税理士事務所の概要・税理士報酬の実態に関するアンケート実施結果報告書」

(2000 (平成 12) 年：近畿税理士会)

2. 業務広告に関する遵守事項

(1) 広告の自由化

1998 (平成 10) 年以降の規制緩和において、競争政策の一環として、当業界において、報酬規定の廃止と並べて見直しの対象とされたのが、「広告規制の自由化」である。

従来の広告について、改正前の綱紀規則では、業務委嘱懇請や役職名使用が禁止されるなど制限事由が網羅的に加えられた広告規制が行われていた。

このなかには、報酬規定に係る報酬の制限のほか、報酬の不当競争を制限する規定もみられた。

しかし、先の規制緩和において、広告 (Marketing Promotion) は、利用者が自己責任において資格者を選択するにあたっての資格者に関する情報提供として考えられるべきであり、虚偽・誇大広告以外は規制する必要はないとして、会則により規制されていた税理士等の広告規制についてはその自由化に向けた検討が開始された。

こうした検討を受けて、2001 (平成 13) 年の税理士法改正に伴う会則等の変更のなかで、綱紀規則において、自己の業務について、本会の定めに反する場合を除き広告することができることを原則化し、別途、広告に関する定め (会員の業務の広告に関する規程 (以下「広告規程」という。)) において制限に合理的な理由のある事由を限定的に列挙 (ネガティブリスト) されることとなった。

(業務の広告)

第 24 条 会員は、自己の業務について、本会の定めに反する場合を除き、広告することができる。

2. 前項の広告に関し必要な事項は、規程で定める。

【参考】 現行の綱紀規則 (抜すい)

(禁止される広告)

第3条 会員は、次の広告をすることができない。

- (1) 事実に合致していない広告
- (2) 誤導又は誤認のおそれのある広告
- (3) 誇大又は過度な期待を抱かせる広告
- (4) 特定の会員又は会員の事務所と比較した広告
- (5) 法令又は日本税理士会連合会若しくは本会の会則及び規則に違反する広告
- (6) 税理士の品位又は信用を損なうおそれのある広告

【参考】会員の業務の広告に関する規程(抜すい)

(2) 会員の広告に係る本会の措置

会員の業務の広告について、現在、本会は、広告規程において違反行為の排除等を行うことができる。

(違反行為の排除等)

第10条 本会は、広告をした会員に対して、前条の記録等の提出を求めるほか所要の調査をすることができる。

2. 会員は、前項の調査に協力しなければならない。
3. 広告が第3条第1号に該当する疑いがあるときは、本会は、広告をした会員に対して、広告が事実に合致していることを証明するよう求めることができる。
4. 前項により証明を求められた会員が、広告内容につき事実に合致していることを証明できなかったときは、当該広告が第3条第1号に該当するものとみなすことができる。
5. 本会は、この規程に違反した会員に対し、違反行為の中止、排除、改善その他の必要な措置を命ずるとともに、違反行為の再発防止のための措置をとらなければならない。この場合、当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
6. 本会は、当該会員が前項の命令その他の措置に従わない場合又は当該行為の中止、排除若しくは改善が困難な場合において、当該行為による被害発生防止のため、前項の命令その他の措置を行った事実及び理由の要旨を公表することができる。
7. 本会は、他の税理士会の会員について、この規程に違反する事実があると思われるときは、当該会員の所属税理士会に対して、その旨を通知することができる。

【参考】会員の業務の広告に関する規程(抜すい)

「報酬格安、費用低額、相談料格安」等の低廉な報酬料金を表示に掲げた広告について、契約後に当初の額を大幅に引き下げることが予定される場合は「誇大又は過度な期待を抱かせる広告」(第3条第3号)となるおそれがある。

そして、当該違反が事実と確認されれば、本会は、その違反行為について、適正な手続を経たうえで排除することができる。